

平成 2 3 年

第 2 回市議会臨時会 議案第 1 号

職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 3 年 1 2 月 2 7 日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年函館市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条を次のように改める。

第 9 条 削除

附 則

この条例は、平成 2 4 年 1 月 1 日から施行する。

（提案理由）

育児休業をした職員の職務復帰後における期末手当の取扱いに関する規定を整備するため